

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年二月十八日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度及び令和五年度」に、「〇・〇八三〇」を「〇・〇八八〇」に改める。  
第十一条中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改める。  
第十二条中「六十四万円」を「六十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第十条から第十二条までの規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。